

消食表第 407 号

平成 29 年 9 月 1 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

新たな加工食品の原料原産地表示制度を定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 43 号）が、平成 29 年 9 月 1 日に施行されました。

これに伴い、新たな加工食品の原料原産地表示制度が適切に運用されるよう、「食品表示基準について」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。